

広島県告示第六百十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾大西港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年十一月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所東広島支所において縦覧に供する。

令和四年八月八日

大西港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾大西港放置等禁止区域

1 大西港向山地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院四等三角点「向山」（北緯三四度一五分二四秒二八二五、東経一三二度五三分一九秒六六〇、標高一二〇・七一メートル）

基点一 基準点から二五〇度五九分三九秒の方向九一七・五九メートルの点

基点二 基点一から三一四度〇七分一六秒の方向九〇・四〇メートルの点

基点三 基点二から二八度五八分四七秒の方向七七・五二メートルの点

基点四 基点三から七五度〇四分三四秒の方向二一四・二五メートルの点

2 原下港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二までの各点を順次結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院四等三角点「向山」（北緯三四度一五分二四秒二八二五、東経一三二度五三分一九秒六六〇、標高一二〇・七一メートル）

基点一 基準点から一二四度一五分〇五秒の方向三六三・二三メートルの点

基点二 基点一から一五三度〇七分五〇秒の方向三九七・一二メートルの点

二 地方港湾大西港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物